

岡崎歯科医師会 気象等における警報及び特別警報発令時の対応

(診療時間変更に伴う変更)

1. 休診気象条件

暴風警報及び特別警報発令時

2. 警報が発令された場合の休診判断基準 (受付時間 2 時間前の判断)

<変更前>

日曜・祝日診療の対応		平日夜間診療の対応
午前の診療 (9:00~11:30)	午後の診療 (13:00~15:30)	
当日 7:00 の時点で警報が発令されている場合(*1)	当日の 11:00 の時点で警報が発令されている場合(*2)	17:30 の時点で警報が発令されている場合(*3)
7:00 以降及び診療開始後に警報が発令された場合、その時点で受付終了	11:00 以降及び診療開始後に警報が発令された場合、その時点で受付終了	17:30 以降及び診療開始後に警報が発令された場合、その時点で受付終了
(*1) 7:00 以降に警報が解除されても午前診療は休診	(*2) 11:00 以降に警報が解除されても午後診療は休診	(*3) 17:30 以降に警報が解除されても休診



<変更後>

日曜・祝日診療の対応	平日夜間診療の対応
通常の診療時間 (9:00~13:00)	通常診療時間 (20:00~22:00)
当日の朝 7:00 の時点で警報が発令されている場合	18:00 の時点で警報が発令されている場合
7:00 以降及び診療開始後に警報が発令された場合、その時点で受付終了	18:00 以降及び診療開始後に警報が発令された場合、その時点で受付終了

3. 開始日：令和 7 年度より